

第11次

千葉県体育・スポーツ推進計画（抜粋）

～ スポーツ立県ちばの実現を目指して ～

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 体育・スポーツの役割

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、健康で文化的な生活を営む上で重要な役割を果たします。特に現代社会においては、日常の楽しみとして、青少年の教育として、さらには、生きがいとして、多くの人々に親しまれ互いの交流を促しています。

また、グローバル化し多様な価値が存在する複雑な社会にあって、スポーツは、政治的・経済的・文化的にも重要な影響を与えています。このスポーツの持つ力を主体的かつ健全に活用することはスポーツに携わる人たちの新しい責務となっています。¹⁾

国においては、平成23年6月24日にスポーツ基本法²⁾（平成23年法律第78号）公布、8月24日に施行されました。「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と明記され、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

本県においても、平成22年第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の成功などを背景とする県民のスポーツ振興への期待を受け、平成22年12月県議会で「千葉県体育・スポーツ振興条例」³⁾（平成22年条例第61号）が制定されました。「体育及びスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康及び福祉の増進並びに活力ある地域社会の実現に寄与すること」を目的に掲げ、体育・スポーツの基本理念と目指すべき施策の方向性を示すものです。

こうした中、本県をホームタウンとするプロ野球やプロサッカーチームに続き、プロバスケットボールチームの誕生、スポーツ施設への指定管理者制度等の導入、施設の長寿命化を目指すアセスマネジメント⁴⁾の検討など、スポーツを取り巻く環境が変化するとともに、急速な高齢化社会が及ぼす健康づくりや介護予防等への意識の高まりなど、県民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化しています。

さらに、大規模スポーツイベントの開催などは経済的な波及効果や地域の活性化等を生むことから、東京湾アクアラインや豊かな自然など、本県の持つ数多くの宝・ポテンシャル⁵⁾を最大限に活かしたスポーツによる「ちばブランド」の確立など、新たな役割も期待されています。

このような状況を踏まえ、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら健康で活力ある生活を送り互いに支えあう「スポーツ立県ちば」の実現に向け、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」で醸成されたスポーツの「する・みる・ささえるスポーツ」といった優れた環境⁶⁾等をしっかり引き継ぎ、本県の持つ様々なポテンシャルをさらに高め、県民のスポーツへの参加促進と競技力向上などスポーツの推進に積極的に取り組んでまいります。

(2) 本県が進めてきた体育・スポーツ振興への取組の概要

本県では生涯学習社会の確立を目指し、広く県民に健康・体力づくりをはじめとした「体育・スポーツ」への関わりを広めることが県行政の重要な役割の一つであると考え、県民への具体的な関わりを推進する市町村との役割分担を明確にしながら連携することで、様々なスポーツ振興施策を展開してきました。昭和36年に施行されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を受けて、昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定しその後改定を加え体育・スポーツの振興に努め、平成23年度を終期とする第10次「千葉県体育・スポーツ振興計画」に至るまで継続して県の施策である「千葉県教育長期ビジョン」（平成11年千葉県教育委員会策定）と連携しながら体育・スポーツの振興を図ってきました。

その間、国民体育大会（若潮国体：昭和48年）を開催するとともに国際千葉駅伝（昭和63年より開始）、世界卓球選手権大会（平成3年）、全国スポーツ・レクリエーション祭（平成5年）、世界フィギュアスケート選手権大会（平成5年）、世界柔道選手権大会（平成7年）、UITワールドカップ・クレ射撃大会（平成7年）、国際卓球選手権大会（平成9年）、バレーボール世界選手権大会（平成10年）、世界大学ウェイトリフティング選手権大会（平成11年）、平成17年度には全国高等学校総合体育大会（2005千葉きらめき総体）、平成22年には第65回国民体育大会（2010ゆめ半島千葉国体）及び第10回全国障害者スポーツ大会（2010ゆめ半島千葉大会）を開催してきました。

また、スポーツ指導者の養成事業として昭和57年度から本県独自の「千葉県社会体育公認指導員」の養成、県内各市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブを設立することを目指して平成13年度に千葉県広域スポーツセンター事業を立ち上げ、公益財団法人千葉県体育協会⁷⁾（以下、「県体育協会」という。）と連携し平成16年度からクラブマネジャー養成講習会を開催するなどクラブ運営の人材育成やクラブの育成・支援を行ってきました。

さらに、学校体育においては、「運動に親しむ資質や能力の育成」「健康の保持増進」及び「体力の向上」を重点目標として推進し、平成19年度よりいきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」⁸⁾事業を展開しています。「運動を实践すること」「運動を生涯にわたって実践する能力を育てること」を目的に「学校体育研究活動」の推進や「指導力向上のための研修会」等の施策を展開し、平成21年度より「体育の授業マイスター」認定事業⁹⁾をスタートさせました。

こうした「体育・スポーツ」の推進により、子どもたちの体力・運動能力（文部科学省並びに千葉県の体力・運動能力調査）をみると、平成10年度から実施している新体力テスト施行後13年間の合計点の年次推移で小学校高学年以上の年代では緩やかな向上傾向を示してきたことや、「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の大成功は県民に夢や希望を与え、より多くの県民にスポーツの楽しさや感動を与えるとともにスポーツへの興味・関心が高まってきました。

(3) 本県が進めてきた「健康づくり」への取組

健康づくり分野においては、平成21年3月に改定した県の健康増進計画である「健康ちば21」に基づき「平均寿命の延伸」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を基本目標に施策を展開しています。「健康ちば21」では、運動・栄養をはじめとした11の分野において目標値を定めており、身体・運動活動分野では「日常生活における歩数の増加」「運動習慣者の増加」を目標としています。

平成22年度に実施した「健康ちば21」の中間評価では「日頃から日常生活の中で、健康の保持増進のために意識的に体を動かすなどの運動をしている人」¹⁰⁾はやや増加傾向にあるものの「日常生活における歩数」「運動習慣のある者の割合」¹¹⁾は減少傾向にあり、今後も自発的な健康づくりの実行を促す取り組みを進めていく必要があります。

平成18年8月にオープンした千葉県福祉ふれあいプラザ「介護予防トレーニングセンター」において、壮年期（40歳以上）からの健康づくり（介護予防）を支援しています。また、地域において生きがいづくりや健康づくりを進めるため、老人クラブ活動を支援しています。

さらに、障害のある人のスポーツを推進し自立と社会参加を促進することを目的として、従来、知的障害・身体障害別に開催していたスポーツ大会を平成12年度から「千葉県障害者スポーツ大会」として統一し、平成15年度の大会から精神障害のある人も参加し、それぞれの特性に応じて競技に参加できる総合的なスポーツ大会として開催しています。

2 計画の性格

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これまでの取り組みの成果や現状を踏まえるとともに、平成23年6月公布されたスポーツ基本法の趣旨や平成22年12月に制定された千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した総合的な指針を示すものであり、県民・行政・スポーツ関係者（団体）等が、本計画の目標を共有しその実現に向けて取り組む内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、スポーツ基本法及び千葉県体育・スポーツ振興条例を踏まえ、千葉県教育委員会が策定し、「生涯スポーツの推進」「子どもの体力向上と体育の充実」「競技力の向上」「スポーツ環境の整備」¹²⁾「スポーツを活用した地域の活力づくり」の5つを計画の柱とします。
- (2) 千葉県では、昭和37年度より5か年間隔で体育・スポーツ振興計画を策定し、今回、スポーツ基本法の制定に伴いその趣旨を踏まえ千葉県体育・スポーツ推進計画と名称を変更し、第11次の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

3 計画の期間

平成22年の「ゆめ半島千葉国体・千葉大会」の開催により、県民のスポーツへの興味・関心は高まり、両大会を契機とした本県体育・スポーツの一層の推進は「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すものであり、平

成24年度から平成28年度にわたる5年間を見据えた計画です。

本計画に基づく施策を強力に推進するとともにこの計画の進捗状況については、県教育委員会が千葉県スポーツ推進審議会¹³⁾に報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進に努めます。

また、この計画は社会状況の変化や、国のスポーツ基本計画、県の総合計画、教育基本計画の改訂を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

II 策定の経過

第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」策定の流れ

年度	月	策 定 業 務
22	8	○体育課内検討会議
	9	○第1回千葉県体育・スポーツ振興計画策定検討会議
	10	○現行振興計画の成果と課題及び今後の見通しの取りまとめ
	11	
	12	○「千葉県体育・スポーツ振興条例」制定、公布・施行
	1	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規振興計画策定に向けての審議
	2	○新規振興計画の構成図（案）の作成
	3	○新規振興計画の構成図（案）の取りまとめ
23	4	○新規振興計画構成図（案）、新規振興計画（案）の検討
	5	○新規振興計画構成図（案）の作成
	6	○新規振興計画骨子（案）の作成 ※スポーツ基本法の公布
	7	○千葉県スポーツ振興審議会にて新規計画骨子（案）の審議
	8	○新規振興計画（素案）の作成 ※スポーツ基本法の施行
	9	○ワーキンググループにて新規計画（案）の作成について協議 ○新規振興計画骨子（案）の検討
	10	○新規振興計画（案）の検討
	11	○新規振興計画（案）の検討
	12	○新規振興計画（案）の作成 ※千葉県スポーツ推進審議会条例制定
	1	○千葉県スポーツ推進審議会にて（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）を審議
	2	○（仮称）第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（素案）について パブリックコメント実施 ○千葉県スポーツ推進審議会にて、第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（最終案）を審議 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」（案）を確定 ○千葉県教育委員会会議にて、 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定
	3	

Ⅲ 千葉県体育・スポーツ推進の基本的な考え方

1 千葉県体育・スポーツ推進の基本理念

「千葉県体育・スポーツ推進計画」は、これからの本県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すものです。

この「スポーツ立県ちば」を実現するために、施策として

- ・「生涯スポーツの推進」
- ・「子どもの体力向上と体育の充実」
- ・「競技力の向上」
- ・「スポーツ環境の整備」
- ・「スポーツを活用した地域の活力づくり」

の5つを計画の柱としました。

また、本計画を策定するに当たり新たに取り入れたことは次の4点です。

- ・千葉県体育・スポーツ推進計画策定検討会議・ワーキンググループを要綱に基づいて設置し、教育振興部をはじめ企画管理部や健康福祉部、商工労働部など関係機関との調整や意見交換を行うことによって、より実効性の高い推進計画の策定に努めました。
- ・本県の体育・スポーツ推進に関する根拠条例「千葉県体育・スポーツ振興条例」が平成22年12月に制定され、同条例に基づいた策定に努めました。
- ・「スポーツ立県ちば」の基本的な考えのもと、その実現に向けて策定に努めました。
- ・計画の内容として「幼児期における体力づくりの推進」や「プロスポーツを活用したスポーツの推進」、「豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信」、「国体開催を契機としたスポーツの拠点づくり」等を新たな施策として盛り込み策定しました。

2 千葉県体育・スポーツ推進施策の視点

(1) 生涯スポーツの推進

子どもから大人、高齢者や障害のある人など県民のだれもがそれぞれの能力や体力、目的に応じて日常的に運動やスポーツに親しむことは、心身ともに充実し活力ある生涯をより豊かに過ごしていく上で大切なことです。

このため、スポーツを通した「健康・体力づくり」の視点から県民の健康・体力づくりや運動、スポーツへの主体的な取り組みの推進とライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備が必要です。また、県民の多様なニーズに対応できるスポーツ情報の積極的な収集、ホームページや広報誌等の内容の充実、スポーツ関係団体との連携等を図り市町村と連携した情報提供等が必要です。そして、本県の教育振興部をはじめ健康福祉部や商工労働部等の関係部局と連携した様々なスポーツ推進のための取り組みにより「する・みる・ささえるスポーツを通して、元気と活力ある県民を増やす」ことを目標に掲げ、生涯スポーツの推進を図る必要があります。

(2) 子どもの体力向上と体育の充実

幼児期の子どもは体を動かしたいという運動欲求が強いことから、日頃の運動遊びを通して運動欲求の充足や体力の基礎を培うことが必要です。また、子どもは学校や家庭、地域のスポーツクラブ等で遊びや様々な活動を通してスポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに仲間とのふれあいを通して豊かな社会性や人間性が養われます。

このため、「幼児期からの体力づくりや学校体育の充実を図る」という視点から、保護者への協力要請や指導者研修会等を通して子どもたちにスポーツの魅力や優れた技能、スポーツマンシップ¹⁴⁾、健康と体力づくり等を指導できる指導者の育成と資質向上に努めるとともに、適切な運動部活動運営を促進するため「自らすすんで運動に親しむ幼児、児童生徒を育成する学校体育の推進」を目標に掲げ、子どもの体力向上と体育の充実を図る必要があります。

(3) 競技力の向上

平成22年の「ゆめ半島千葉国体」では、天皇杯・皇后杯獲得による完全優勝を達成し、選手と地域が一体となって「日本一」を味わい、県民に大きな感動を与えました。このように、トップレベルの競技者やその指導者たちが技能を高め記録に挑戦する姿は県民に大きな夢と感動を与えてくれます。また、トップアスリート¹⁵⁾など優秀なスポーツ選手や指導者等の有する能力を地域で積極的な活用に努めることで、地域における人材育成の好循環の形成によりスポーツのすそ野の拡大につながります。

このため、「トップアスリートの競技力向上」という視点から「国民体育大会の入賞、未来のアスリートの発掘・育成・強化」という目標掲げ、「競技力向上推進基本方針」に基づき、高い競技力を恒常的に維持するため各スポーツ関係団体と連携し、計画的な選手の発掘・育成・強化や指導者の育成、スポーツ医・科学の活用などを行うとともに、国体で活躍した選手の能力を活用することや千葉国体会場地市町等と連携した強化拠点づくりなど国体で培われた土壌を活かしながら、地域スポーツの推進に資する事業を展開する必要があります。

(4) スポーツ環境の整備

スポーツの推進に係る行政組織の連携・協力した取り組みや、スポーツ関係団体の充実した活動は県民の豊かなスポーツライフを支援する上で不可欠です。

地域住民の日常的なスポーツ活動の場となる総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援や地域の特性を生かした多様なスポーツに親しむ環境を整備することにより、スポーツを通して交流の場が広がり地域の活性化を図ることができます。

また、県民の日常的なスポーツ活動の場や大規模なスポーツイベントの会場となる本県の中核スポーツ施設とスポーツ活動の支援体制の整備・充実が求められています。

さらに、長期的視点に立ったスポーツ推進施策を展開するためには安定した財源基盤の確立が必要です。

このため、県民の豊かなスポーツライフを支援する「スポーツ環境の整備」の視点から「県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げる」という目標掲げ、千葉県

総合スポーツセンター（以下、県総合スポーツセンターという。）のスポーツ施設・設備などの整備・充実や県民の多様化するスポーツニーズに応じたスポーツ指導者の育成，スポーツイベントなどのスポーツ情報の収集・提供など人づくり・ハード面・ソフト面の視点からのスポーツの推進を図る必要があります。

（５）スポーツを活用した地域の活力づくり

プロスポーツチームのホームゲームの開催は、「みるスポーツ」という新しいスポーツ文化の定着をはじめ，地元チームの活躍が地域を元気にします。また，プロスポーツチームとスポーツ少年団との交流活動等は子どもたちに夢を与えるとともに，地域密着を目指す各チームにとっても意義あるものです。

また，「ちばアクアラインマラソン」や「国際千葉駅伝」等の開催は県民のそれぞれの体力や年齢，目的等に応じてスポーツに取り組める場を提供することになり，「する・みる・ささえるスポーツ」のすそ野の拡大につながるものです。

さらに，全国規模の大会を県内で開催することにより，県内外から多くの集客を図ることができ地域経済にも大きく貢献することが期待できます。

このため，プロスポーツを活用したスポーツの推進や豊かな自然を活かしたスポーツイベントの活用による千葉の魅力発信，国体開催を契機としたスポーツの拠点づくりを通して「スポーツを活用した地域の活力づくり」の視点から，「スポーツと地域の特性を生かした千葉の魅力発信」という目標を掲げ，県民のスポーツに対する興味・関心をさらに高め競技力向上に資するとともに，地域の活性化やスポーツボランティア活動の推進等に寄与するためにも，スポーツの推進を図る必要があります。

IV 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」の概要



※ピンク色塗りつぶし項目は、本計画の新たな施策等

V 本計画を進めるに当たって

1 計画実現に向けた体制

(1) 組織体制

教育委員会及び健康福祉部による「体育・スポーツ」や「健康づくり」の推進を図るとともに、平成24年度からはスポーツを通じた観光振興を目指し、商工労働部など県庁内の関係各課と連携して「スポーツ立県ちば」を推進します。

(2) 総合的な取り組みの推進

本計画の趣旨を踏まえ、県がそれぞれの状況に応じて市町村と協力・連携し、計画を効率的かつ効果的に推進することで県全体で総合的なスポーツの推進を図ります。

(3) 県内のスポーツ施設を有効に活用できるシステムの構築

県内のスポーツ施設がそれぞれの地域のニーズや施設の特性を活かすとともに、利用者がより利用しやすい運用システムを検討しスポーツ機会の促進を図ります。

2 計画推進に向けた広報活動

(1) 計画実現に向けた広報

本計画は、子どもから大人、高齢者や障害のある人が「する・みる・ささえる」など、それぞれのニーズに応じたスポーツに関わり、行動変容を促すことが必要です。

このため、広報誌やホームページなど多様な広報媒体を活用しながら、県民への周知・啓発を図っていきます。

(2) スポーツ大会やイベント等の場を通じた広報

各種スポーツ大会やイベントの場を活用した広報活動を推進します。

(3) 学校を通じた広報

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校や幼稚園において、児童生徒や幼児並びに保護者に各種の広報誌を通じて、スポーツの重要性や計画の理念等について、子どもたちや各家庭に対する理解を求めるなどの広報を行っていきます。

3 計画の進捗状況の把握と点検・評価

本計画は横断的、総合的な取り組みとして推進しますが、その取り組みのまとめや進捗状況については、関係部局と連携を図りながら「PDCAのサイクル」²⁵⁾を基に、計画に掲げた施策の「目標」「具体的な取組」などについての成果や課題等を県民や有識者に評価していただくとともに、実施状況等を県教育委員会が取りまとめ、千葉県スポーツ推進審議会に諮り、計画の有効性を高めながら次年度以降の取り組みに反映させて推進してまいります。

おわりに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本県においても多くの人命が奪われるとともに、県民の生活にも大きな被害をもたらしました。現在も復旧・復興が大きな課題となっており、そのプロセスを通じて「社会の絆」の重要性が改めて認識されました。このような環境の変化に対応して、全ての県民が明るく豊かな生活を営むことができるようにするためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であることが必要です。そこでは、次代を担う青少年が他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が心を明るくして生きる喜びや誇りを持って暮らすことができます。

このような社会を目指すに当たっては、スポーツは大きな貢献ができるものと期待されています。これは本県の被災地における被害者や避難者を元気づけるスポーツを通じた取り組みからもわかるように、スポーツには人と人をつなぐ力や状況を変える大きな力があるからです。

スポーツ基本法には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である。」と謳われ、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

今後、本県においてスポーツを推進するに当たっては、このスポーツの役割を常に念頭におき、特に青少年の健全育成として、協調と連帯の心、夢とその実現に向けて最後まであきらめないで取り組む強い心、困難を乗り越える力、対戦相手やルール・審判・競技そのものを尊重する心であるスポーツマンシップなど、スポーツの持つ教育的な価値を正しく理解し、次代を担う青少年への定着を図っていきます。また、人と人、地域と地域の交流を促し、相互の「絆」を深め地域に元気と活力を与え賑わいの創出や人々が主体となったコミュニティづくりにつなげていきます。

そして、これらの取り組みを通して、本計画の基本理念である「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すとともに、千葉県を誇りに感じ、千葉県で頑張ろうと心から思える県民を増やしたいと思えます。

東日本大震災から1年が経過し、日本が復興から再生へと新たなステージを迎える中、スポーツを通して相互に支え合い協力し最後まであきらめずに頑張れば、夢や希望をかなえることができる。そんな想いを共有することが、復興への歩みや状況を変える力になるものと確信しています。

計画のおわりに、この計画の趣旨に基づき県民の皆様との連携・協力を軸として、計画を推進することができますよう、御理解・御協力を重ねてお願いいたします。

千葉県スポーツ推進審議会委員名簿

(平成28年7月1日現在)

No.	氏名	所属 役職名等	役職
1	荒川 昇	公益財団法人 日本体育協会 国民体育大会委員会 副委員長	会長
2	浪越 一喜	帝京大学教授	副会長
3	宇佐見文絵	和洋国府台女子高等学校教諭	委員
4	黒川 仁美	公益財団法人 日本オリンピック委員会 事業部 部長代理	委員
5	高坂 俊介	(株) 千葉ロッテマリーンズ 事業本部振興部 部長代理	委員
6	高橋 直子	管理栄養士, ちばジュニア育成栄養相談員	委員
7	中村 恭子	順天堂大学先任准教授	委員
8	畑佐耕一郎	学校法人畑佐学園 しんめい幼稚園理事長兼園長	委員
9	花岡 伸和	トップアスリート ロンドンパラリンピック車いすマラソン5位	委員
10	柳川 尚子	公益財団法人健康・体力づくり事業財団 事業部参事	委員

委員任期：平成28年6月23日～平成30年6月22日